

行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集（募集要項）

1 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第111条の規定に基づいて、京都市が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、京都市ホームページの「提案の対象となる個人情報ファイル簿一覧」に掲載しています。

【参考】

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第60条第3項第1号）
- (2) 個人情報ファイルに京都市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）の規定による公文書開示請求があったとしたならば、次のア又はイのいずれかを行うこととなるもの
 - ア 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第60条第3項第2号イ）
 - イ 情報公開条例第13条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第60条第3項第2号ロ）
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第60条第3項第3号）。

3 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第113条及び京都市における行政機関等匿名加工情報の提供に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定により、次に掲げる(1)から(9)まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 未成年者(2) 心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者(5) 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、 |
|---|

その解除の日から起算して2年を経過しない者

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (7) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- (8) 会社更生法第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査に申請し認定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。）
- (9) 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記(1)から(8)までのいずれかに該当する者であるもの

※ 代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

4 募集期間

令和7年5月1日(木)から令和7年6月30日(月)まで（郵送・信書便は必着）

5 提案の方法

(1) 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

○提案書類

ア 提案書

- ☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書【要綱別記様式第1号】

イ 添付書類

- ☐ 誓約書（上記3の(1)から(9)までに該当しないことを誓約する書面）【要綱別記様式第2号】
- ☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな事業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面【要綱別記様式第3号】
- ☐ 提案をする者の本人確認書類※¹
- ☐ 委任状（代理人の権限を証する書面）※²

※必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。

※1 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。

提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。これに加え、担当者の本人確認書類を添付してください。

※2 代理人による提案をする場合に限ります。

(2) 提案書類の提出方法

持参^{※1}又は郵送・信書便^{※2}により、提案書類2部を提出してください。

※1 持参による場合は、平日の午前9時から午後5時まで

※2 郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きし、締切日必着となるように発送してください。

○提案書類の提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所北庁舎1階 京都市総合企画局情報公開コーナー

6 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- (1) 提案者が法第113条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
 - (2) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点から見て1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
 - (3) 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条で定める基準に適合するものであること。
 - (4) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること※。
 - (5) 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
 - (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること※。
 - (7) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に京都市の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。
- ※ 行政機関等匿名加工情報を転売する行為及びこれに類する行為は、(4)及び(6)に適合しないものと判断します。

7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して要綱別記様式第4号「審査結果通知書」とともに同封する要綱別記様式第6号「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書」（契約書2通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行

政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認められません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、要綱別記様式第5号「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知します。

9 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要項の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 京都市からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 京都市が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は京都市に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。
- (7) 提案者名は、行政機関等匿名加工情報の提供の有無に関わらず、公表することがあります。また、提案を取り下げた場合も提案者名、提案の取り下げがあった事実を公表することがあります。
- (8) 個人情報ファイル簿に係る記載項目の内容や提供する行政機関等匿名加工情報のデータ形式等、事前の確認や調整が必要な場合は、必ず提案書の提出前にお問い合わせください。
- (9) 手数料（匿名加工費等）が著しく高額になると見込まれる場合は、概算額をお示したうえで、事前に手数料のお支払いを誓約していただきます。

10 提案に関する連絡先

提案の手続等について御不明な点や事前確認等の必要がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

○提案に関する連絡先

京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報管理担当

電話：075-222-3215

電子メール：johokoukai@city.kyoto.lg.jp